

### 民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が所有する土地に倉庫を建築し、34年間、公然と占有していることから、時効の完成により当該土地の所有権を取得したとして、呉市を被告として原告に対し当該土地の所有権移転の登記手続をするように求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

#### 1 事件番号等

平成29年（ワ）第100号所有権移転登記請求事件

#### 2 提訴年月日

平成29年8月1日（訴状受理年月日 同月10日）

#### 3 原告

川尻町在住の個人

#### 4 訴訟物の価額

115,515円

#### 5 管轄裁判所

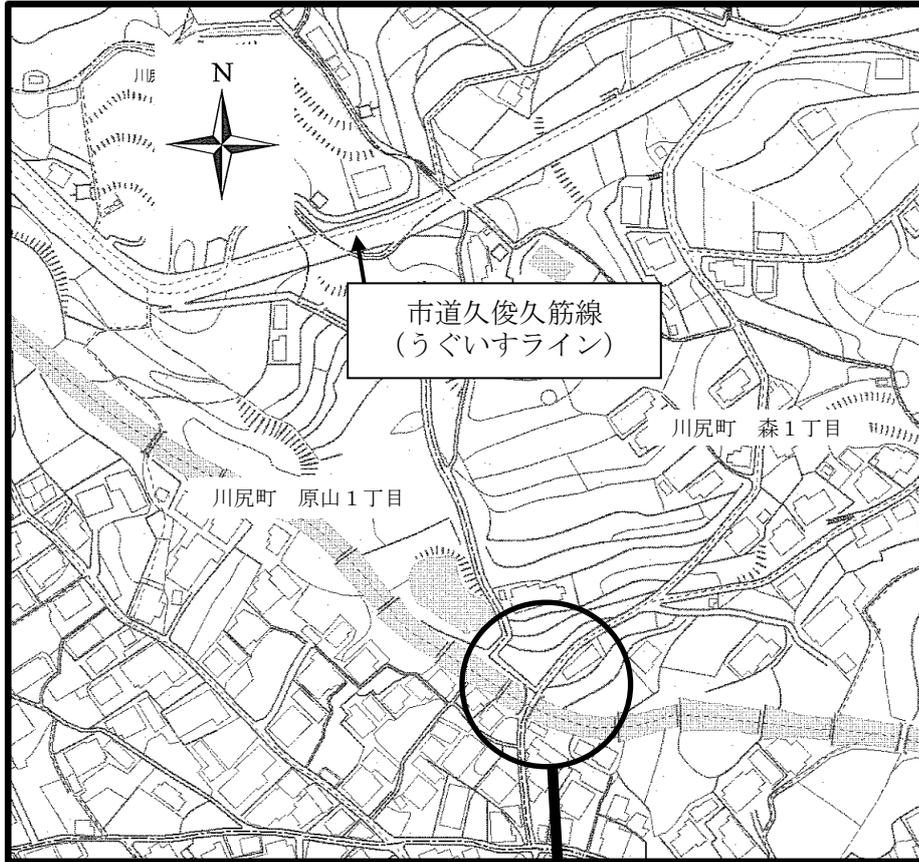
広島地方裁判所呉支部

#### 6 事件の概要

原告の祖父は、呉市が所有する川尻町森1丁目地内の土地（公有財産台帳上は墓地（17平方メートル）。以下「本件土地」といいます。）に遅くとも昭和58年5月31日までに倉庫を建築し、原告はその後当該倉庫を相続により取得しています。

原告は、本件土地を祖父が占有を開始した昭和58年5月31日（長期取得時効の起算点）から、又は、原告が占有を開始した平成13年12月21日（短期取得時効の起算点）から近隣住民から異議を唱えられることなく公然と占有しており、長期取得時効については平成15年5月31日の20年経過により、短期取得時効については平成23年12月21日の10年経過により、時効取得が完成し、所有権を取得したので、時効を援用し、呉市に原告に対し本件土地の所有権移転の登記手続をするように求め、提訴したものです。

【位置図】



【拡大図 (公図)】

